

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 錦江町長、錦江町議会議長、錦江町教育委員会、錦江町選挙管理委員会、
錦江町監査委員、錦江町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	81.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	101.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	90.8%
26～30年	94.7%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	81.7%
6～10年	82.8%
1～5年	73.7%

【説明欄】

1. 全体に係る情報

- ・扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や住居の契約者となっている場合が多く、扶養手当の総支給額に占める男性の割合は90%、住居手当の総支給額に占める男性の割合は84.5%である。また男性の方が、時間外勤務時間が長い傾向にあり、各手当の総支給額に占める男性の支給額の割合は78.3%であり、手当の総支給額の男女差額が72.5%と男女給与の差額に大きく影響を与えている。
- ・1人当たりの扶養手当の平均支給額は、男性は190,809円/年、女性は56,520円/年。
- ・1人当たりの住居手当の平均支給額は、男性は79,053円/年、女性は37,996円/年。
- ・1人当たりの時間外勤務手当の平均支給額は、男性は123,271円/年、女性は76,678円/年。
- ・「全職員」区分においては、女性の全職員のうち62.3%を給与水準の低い会計年度任用職員が占めていることから、割合が下がっている。

2. 役職段階別に関する説明

- ・「本庁部局長・次長相当職」区分には該当の職員がいないため。
- ・性別ごとの役職に占める職員の割合は、男性の「課長級」が17%、「課長補佐級」が32%、「係長級」が18%、「係長級以下」が30%。女性の「課長級」が10%、「課長補佐級」が10%、「係長級」が7%、「係長級以下」が55%であり、女性の「課長補佐級」及び「係長級」を占める職員の割合が低く、近年女性の新規採用者も増加し、「係長級以下」を占める職員が55%と高いため、女性の給与水準が相対的に低くなっている。

3. 勤続年数別に関する説明

- ・「36年以上」の区分には女性職員が1名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。
- ・「21～25年」区分には該当の職員がいないため対象外とする。
- ・「16～20年」区分には男性が2名いるが、女性がいないため対象外とする。
- ・男女別の平均勤続年数は、男性が21.5年、女性が14.9年と男性より短いため、女性の給与水準が相対的に低くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。